

第2回ごみ処理手数料審議会

協議資料

# ごみ処理の広域化処理に伴う ごみ処理手数料の審議について

長野広域連合環境推進課

平成30年8月24日

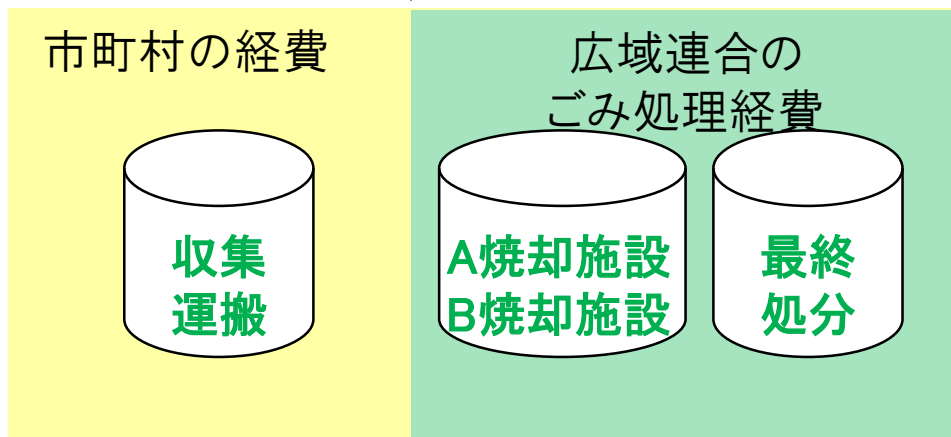
# 1 ごみ処理手数料の算定にあたって

## (1) ごみ処理原価

ごみ処理手数料を算定するため、次のとおりごみ処理原価を算出します。

- ① ごみ処理経費の予測
- ② ごみ処理量の予測
- ③  $\text{ごみ処理経費} \div \text{ごみ処理量} = \text{ごみ処理原価}$
- ④ 家庭系のごみ収集運搬経費は、市町村の経費

算出するごみ処理原価



$$\div \text{処理量} = \text{処理原価}$$

## (2)算定基準

ごみ処理原価の算定方法には、次の方法があります。

### ① 一般廃棄物会計基準(環境省)

国(環境省)が市町村のごみ処理原価算定のため、策定したもの

### ② 全国都市清掃会議基準(全国都市清掃会議)

公益社団法人全国都市清掃会議が市町村のごみ処理原価算定のため、策定したもの

### ③ 自治体による独自の基準

### (3) 既存施設のごみ処理原価算定基準の状況施設 (広域管内＋北信保健衛生施設組合)

地方公共 団体名	施設名称	ごみ処理原価の 算定方法
長野市	長野市清掃センター 焼却施設	環境省の一般廃棄物会計基準により算出
須坂市	須坂市清掃センター	人件費、施設管理費、施設運営費の合計をごみの 総受入量で除算(独自基準)
北部衛生 施設組合	北部衛生 クリーンセンター	基準は定めていない
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	基準は定めていない
北信保健衛生 施設組合	東山クリーンセンター	ごみ処理原価、受益者負担率、近隣ゴミ処理施設の 手数料を考慮し算出(独自基準)

## (4) 既存施設のごみ処理原価算定基準の状況(県内の施設)

地方公共団体名	施設名称	ごみ処理原価の算定方法
上田地域広域連合	上田クリーンセンター 丸子クリーンセンター 東部クリーンセンター	ごみ処理経費(円)÷ごみ処理量(トン)=処理原価(円/トンkg) (※)ごみ処理経費は、公債費1/2を除く
小諸市	クリーンヒルこもろ	市独自方式により算出。
北アルプス広域連合	北アルプス エコパーク	施設本稼働前であるので、未算定
松塩地区 広域施設組合	松本クリーンセンター	全都清の算出基準を基に独自基準で算出
穂高広域施設組合	穂高クリーンセンター ごみ焼却施設	今後算出する際は、環境省の一般廃棄物会計基準により算出する方向
湖周行政事務組合	諏訪湖周 クリーンセンター	岡谷市、下諏訪町:独自の基準で算出 諏訪市:環境省の一般廃棄物会計基準に算出
諏訪南行政事務組合	諏訪南清掃センター	経費÷処理量
木曽広域連合	木曽クリーンセンター	県内の他施設の手数料を参考に決定
南信州広域連合	稲葉クリーンセンター	運営20年間の費用を20年間のごみ処理予測量から算出
上伊那広域連合	クリーンセンター たつの 伊那中央清掃 センター	関係市町村のごみ処理経費総額(人件費～負担金)を搬入 ごみ量で除して算出

## (5)他の施設状況まとめ

- ① 環境省の会計基準は、広域管内では長野市が採用しています。県内施設では諏訪市が採用し、穂高広域施設組合は今後採用する予定です。
- ② 全国都市清掃会議会計基準は、松塩地区広域施設組合が採用しています。
- ③ その他は、自治体の独自基準を採用しています。

## (6)長野広域連合のごみ処理原価の算定

### ① 採用する会計基準

- 一般廃棄物会計基準(環境省)

### ② 採用する理由

- 国が作成した一般廃棄物会計基準に従って作成することにより、公平公正な原価が算出できるため
- ごみ処理手数料の見直しに当たり、ごみ処理原価は統一した基準で継続した原価の算定が求められるため

### ③ 算定する期間

- 今回のごみ処理原価の算定範囲は、B焼却施設稼働までのH31からH33年度までの3年間とします。

## 2 ごみ処理量の見込み

(単位:t)

	H31	H32	H33
長野市	95,834	95,681	95,524
長野市(豊野町)	2,037	2,033	2,029
須坂市	10,771	10,727	10,687
高山村	843	836	832
小川村	329	321	314
信濃町	1,909	1,887	1,865
飯綱町	2,095	2,066	2,040
合計	113,818	113,552	113,292



### 3 一般廃棄物会計基準(環境省)によるごみ処理原価

---

---

#### (1) 原価計算の対象となる経費

##### ① 物件費

「減価償却費」、「委託料もしくは組合負担金」、「その他の物件費」等

減価償却費の対象となる減価償却資産には、当該施設に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建中利息を含む。運転業務委託費はその他の物件費とする。

##### ② 人件費

「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」、「その他の人件費」

##### ③ 経費

「公債費(元本を除く)」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」、「その他の経費」

(単位:円)

## ① 物件費(減価償却費)

項目【税抜8%】	費用【税抜】	費用/年 (減価償却期間 30年)	H31		H32		H33	
			処理量(t)	費用/t 当たり	処理量(t)	費用/t 当たり	処理量(t)	費用/t 当たり
A焼却施設 計	25,853,648,846							
内訳								
建設工事費	25,539,665,000	851,322,167		7,479.7		7,497.2		7,514.4
計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等	289,451,105	9,648,370	113,818	84.8	113,552	85.0	113,292	85.2
建設中の利子	24,532,741	817,758		7.2		7.2		7.2
最終処分場 計	2,993,683,079							
内訳								
建設工事費	2,745,830,000	91,527,667		0.0		403.0		807.9
計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等	246,988,411	8,232,947	0	0.0	113,552	36.3	113,292	72.7
建設中の利子	864,668	28,822		0.0		0.1		0.3
減価償却費の合計 (A)	28,847,331,925	961,577,731	t当たり計	7,571.6	t当たり計	8,028.8	t当たり計	8,487.6

# ① 物件費(その他の物件費)

(単位:円)

項目	H31	処理量(t)	H32	処理量(t)	H33	処理量(t)
		113,818		113,552		113,292
	費用	t当たり	費用	t当たり	費用	t当たり
A焼却施設運営費関係	522,757,507	4,592.9	523,564,107	4,610.8	524,584,407	4,630.4
内 管理運営委託費	548,800,100	4,821.7	549,606,700	4,840.1	550,627,000	4,860.2
内 事業収入(熱供給等)	△ 26,042,593	△ 228.8	△ 26,042,593	△ 229.3	△ 26,042,593	△ 229.9
最終処分運営費関係	86,400,000	759.1	77,145,000	679.4	67,890,000	599.2
内 【民間最終処分場】 運搬、処理業務委託費 (32,000円/t)	86,400,000	759.1	43,200,000	380.4	0	0
内 【広域連合最終処分場】 運搬・覆土業務、水処理 管理業務委託費	0	0	33,945,000	298.9	67,890,000	599.2
運営業務委託の合計(B)	609,157,507	5,352.0	600,709,107	5,290.2	592,474,407	5,229.6

(単位:円)

## ② 人件費

項目	H31	処理量(t)	H32	処理量(t)	H33	処理量(t)
		113,818		113,552		113,292
	費用	t当たり	費用	t当たり	費用	t当たり
A焼却施設運営費関係						
職員人件費	34,806,149	305.8	34,806,149	306.5	34,806,149	307.2
最終処分運営費関係						
職員人件費	0	0	8,119,008	71.5	16,238,016	143.3
人件費合計(C)	34,806,149	305.8	42,925,157	378.0	51,044,165	450.6

## ③ 経費

(単位:円)

項目	H31	処理量(t)	H32	処理量(t)	H33	処理量(t)
		113,818		113,552		113,292
	費用	t当たり	費用	t当たり	費用	t当たり
施設全体						
公債費(起債利子)	47,928,694	421.1	45,933,788	404.5	44,328,853	391.3
運営モニタリング業務経費	5,940,000	52.2	4,400,000	38.7	0	0.0
賃貸借料(土地)	36,194,399	318.0	36,194,399	318.7	36,194,399	319.5
その他(用水組合、自治体負担金)	11,473,440	100.8	12,524,860	110.3	13,177,460	116.3
経費合計(D)	101,536,533	892.1	99,053,047	872.3	93,700,712	827.1

## ④ ごみ処理原価の算定結果

項目	単位	H31	H32	H33
減価償却費の合計 (A)	円/t	7,571.6	8,028.8	8,487.6
運營業務委託の合計 (B)	円/t	5,352.0	5,290.2	5,229.6
人件費合計 (C)	円/t	305.8	378.0	450.6
経費合計 (D)	円/t	892.1	872.3	827.1
合計	円/t	14,121.6	14,569.3	14,994.9
	円/10kg	141.2	145.7	149.9
※3年間の平均 ごみ処理原価	円/10kg	146	消費税含む (8%)	157
			消費税含む (10%)	160

# 4 受益者負担の負担割合について

## ①長野広域連合管内の状況

地方公共 団体名	施設名称	ごみ処理手数料単価	受益者負担の割合
長野市	長野市清掃センター 焼却施設	160円/10kg	ごみ処理原価に対し、100%
須坂市	須坂市清掃センター	150円/10kg +税(10円未満切り捨て)	約65% ごみ処理経費+施設減価償却原価で 計算すると約50%
北部衛生 施設組合	北部衛生 クリーンセンター	130円/10kg	考慮していない
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	(1)基本手数料 20kgまで 400円 (2)超過手数料 10kgにつき 200円	ごみ処理原価に対し、100%
北信保健衛生 施設組合	東山クリーンセンター	90円/10kg	H26・H27・H28の3ヶ年平均ごみ処理原 価に対し約50%の割合(公債費は除く)

## ②県内施設の状況

地方公共団体名	施設名称	ごみ処理手数料単価	受益者負担の割合
上田地域 広域連合	上田クリーンセンター	(1)基本手数料 20kgまで 400円 (2)超過手数料 10kgにつき 200円	ごみ処理原価に対し、100%
	丸子クリーンセンター		
	東部クリーンセンター		
小諸市	クリーンヒルこもろ	100円/10kg ※粗大ごみの処理手数料は別途徴収。	ごみ処理原価に対し、75%相当の金額をごみ処理手数料に反映している。
北アルプス 広域連合	北アルプス エコパーク	指定袋入りでの持ち込み 無料 指定袋以外での持ち込み200円/10kg 指定袋以外で許可業者のパッカー車による搬入100円/10kg	手数料は大町市の料金に統一
松塩地区 広域施設組合	松本クリーン センター (可燃処理施設)	150円/10kg(15kgまで) 以降10kgごと加算	ごみ処理原価に対し、100%
穂高広域 施設組合	穂高クリーンセンター ごみ焼却施設	200円/10kg(税抜き)	算出してない

湖周行政 事務組合	諏訪湖周 クリーンセンター	家庭系可燃ごみ:岡谷市、 下諏訪町 100円/10kg、 諏訪市 無料 事業系可燃ごみ:全市町 150円/10kg	岡谷市、下諏訪町:家庭系可燃ごみ 30%、事業系可燃ごみ60%負担 諏訪市:家庭系可燃ごみ0%、事業系 可燃ごみ70%程度負担
諏訪南行政 事務組合	諏訪南清掃センター	150円/10kg (事業系のみ)	平成28年度実績で約81%
木曽広域連合	木曽クリーンセンター	130円/10kg	考慮していない
南信州 広域連合	稲葉クリーンセンター	180円/10kg	公債費を除いた運営経費の100%
上伊那 広域連合	クリーンセンター たつの 伊那中央清掃 センター	家庭系ごみ 400円/20kg 以降200円/10kg  事業系ごみ 400円/10kg	可燃ごみ処理原価 34円/kg 家庭系ごみ(20円/kgとした場合) 59% 事業系ごみは、ごみ処理費用に見合う 料金として算定



## ③他施設の状況まとめ

負担割合	自治体数	団体名
100	5	長野市、葛尾組合、上田地域広域連合、松塩地区広域施設組合、南信州広域連合
99～51	4	小諸市、諏訪南行政事務組合、上伊那広域連合、湖周行政事務組合
50	2	須坂市、北信保健衛生施設組合
考慮していない	4	北部衛生施設組合、北アルプス広域連合、穂高広域施設組合、木曾広域連合
合計	15	

- 広域連合管内の施設は、100% 2施設、50% 2施設であった。
- 負担割合100%の施設は、約3割程度(5施設)
- 事業系ごみの負担割合は、考慮していない施設を除き、全てが50%以上

## 長野広域連合における負担割合の考え方

- ごみ処理手数料は、焼却施設に直接持ち込まれる可燃ごみに対して受益者負担を求めるものです。
- 直接持込される可燃ごみは、主に事業系の一般廃棄物です。
- ごみ処理費用は、ほぼ全額構成市町村の負担金が財源です。
- 100%でなければ、不足分は市町村の負担となります。

事業系可燃ごみは、市町村にごみ処理経費を負担させない考えから、ごみ処理原価に対する受益者負担の割合は100%とします。

## 5 ごみ処理手数料の答申案

---

---

答申案は、会議当日配布いたします。

\*当日は、この資料をご持参くださいますようお願いいたします。

